契約保証金免除申請書

　　年　　月　　日

門真市長　様

住　　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

今般、件名　水桜学園児童・生徒机及び椅子の購入　に関し、下記のとおり門真市契約に関する規則第21条第１号に該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 契約を締結しようとする日（起算日） | 年　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約開始日～契約終了日 | 契約件名 | 契約金額 | 取引先 |
| １ | 　　　　～ |  |  |  |
| ２ | 　　　　～ |  |  |  |

１）この申請書には、契約を締結しようとする日を起算日として、過去２年間に契約終了日が含まれるもののみ記入してください。

２）記載した契約について、契約書等の写しを添付してください。

　（上記の内容証明に関係しない部分の添付は省略可能です。）

（参考）門真市契約に関する規則及びその運用（抄）

（契約保証金の額）

第19条　施行令第167条の16第１項の規定により納付させる契約保証金の額は、工事請負契約にあっては契約代金の額の100分の10に相当する額以上、その他の契約にあっては契約代金の額の100分の５に相当する額以上とする。

（入札保証金に関する規定の準用）

第20条　第６条及び第12条の規定は、契約保証金の納付及び契約保証金の還付に準用する。この場合において、第６条第１項第４号中「金融機関」とあるのは「金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社」と、同条第２項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、第12条中「落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては、契約が確定したのち」とあるのは「契約の履行の確認をしたのち」と読み替えるものとする。

（契約保証金の納付の免除）

第21条　市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。ただし、工事請負契約については、第１号を除く。

1. 施行令第167条の５第１項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを過去２箇年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
2. 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

⑶　普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されるとき。

⑷　随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

⑸　契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑹　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

⑺　契約の相手方が国又は地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

運用

「過去２箇年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とし、過去２箇年の間に、履行が完了したものとする。それ以外は認められません。